

新温企第 85 号
平成30年6月26日

兵庫県知事 井戸 敏三 様

新温泉町長 西村 銀三

(仮称) 新温泉風力発電事業に係る環境影響評価方法書に関する追加意見

1 全体事項

(1) 環境配慮への懸念

風力発電に対し低周波等による健康への被害を心配する住民が多く、既に稼働しているK町の風力発電所においても、完成後に低周波による不眠やシャドーフリッカーによるめまいなどの健康被害が報告されている。このような事例を踏まえ、環境影響調査を実施し住宅等との離隔を検討するのが本来であるが、方法書では、他町での健康被害等の状況があるにもかかわらず、そのことに配慮することなく風力発電機の設置予定範囲から物理的に可能な離隔を算出している。環境配慮等が適切に実施されないことが懸念される。

(2) 事業計画の見直し

本事業で設置する風力発電機は、過去に例のない国内最大級の風車であるため、極めて注意深く環境影響評価を実施することが必要である。また、その結果において住民や環境への影響を可能な限り回避又は最大限低減すべきである。影響の低減が十分でないと予測される場合には、事業の廃止も含めて事業計画を見直すこと。

また、対象事業実施区域内及びその周辺には多数の集落が存在し、その集落を取り囲むように21基の風力発電機の設置が計画されている。環境影響評価の実施に当たっては、これらの集落等に居住する住民、所在する学校や社会福祉施設などの意見に加えて専門家の意見を聴取したうえで、最大限環境面や安全面を優先した調査・評価項目を設定するとともに、住民等への環境影響が予測される場合は事業計画を見直すこと。

(3) 事業実施における姿勢への懸念

自然公園法による国定公園区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による急傾斜地崩壊危険区域など、図面照合の段階で対象事業実施区域内

に当該区域の指定が有ることが判明しているにもかかわらず、「関係法令等による規制状況のまとめ」では、対象事業実施区域に「指定なし」としている。

また、取付け道路や風車設置に伴う大規模造成により、相当量の建設残土の発生が予測されるが、方法書には処理方法等についての具体的な記載がない。

このような姿勢では、事業検討が適切に実施されないと言わざるを得ない。

(4) 地元説明の徹底

まず、周辺地域の住民や土地所有者等の関係者の不安の払拭が不可欠である。環境影響評価方法書に係る説明会を町内2会場で実施されたが、説明会以降に多数の方から事業への不安や反対意見をいただいたり、住民団体から健康被害や自然環境への影響を懸念するチラシの新聞折り込みがあるなど、関係者の意見を鑑みるとむしろ不安が増幅したと言える。改めて、事業の計画や想定される環境影響などの情報と事業者の責任、事業実施への姿勢を積極的かつ分かりやすく説明して関係者からの意見や要望を十分に聴取し、事業に対する住民の理解を深める方策を講ずることが必要である。住民の理解を得ずに事業を進めないこと。

2 個別事項

(1) 環境配慮への懸念

①騒音及び低周波による人体への影響

対象事業実施区域内及び周辺には、交通量の多い道路や大規模な事業場等がなく比較的静穏な環境の中、住居のみならず学校等教育施設や福祉施設、牧場等が点在しており、これらに対して風車の回転による風切り音及び低周波等による健康被害が懸念される。特に、低周波音については、聴覚障がい者や音に過敏な人への影響について、不眠や頭痛、めまいや吐き気等の健康被害も報告されていることから、音の大小に問わらず客観的かつ適正な調査と精度の高い予測方法、それに対する最新の知見に基づく評価の方法を採用し、その結果を踏まえ、住居や施設との距離のみならず地理的条件も十分考慮のうえ、風車の大きさや設置位置等を検討すること。

②シャドーフリッカーによる人体への影響

晴天時には風力発電施設の運転により、地上部に、巨大なブレードの回転に伴う影の明暗が生じる。住宅等がシャドーフリッカーの範囲に入っている場合は、この明暗による生活妨害等の影響が懸念される。またK町では、シャドーフリッカーにより農作業中にめまいや体調不良を訴える事例も報告されているため、住民の生活環境へ悪影響を及ぼさないよう、住居との距離のみならず地理的条件も十分考慮のうえ、風車の大きさや設置位置等を検討すること。

(2) 事業計画の見直し

①土砂災害リスク増大への懸念

対象事業実施区域内及び周辺は、主に山地で中間斜面及び急斜面等が多い地域であり、取付け道路や風力発電施設等の開発工事による斜面の崩落や土砂の流出等の土砂災害の発生が懸念される。このため樹木の伐採や地形の改変を最小限にとどめるとともに、深層風化の進行状況等を調査・予測・確認し、土砂災害のリスクがある場合は、事業計画を見直すこと。

②景観・環境悪化への懸念

景観調査地点の設定において、住宅等の存在する地区を設定根拠としているが、本事業では21基の風力発電機が住宅等の存在する地区（集落）を取り囲むように設置が計画されている。このため、風力発電機の設置による景観の変化が住民等に心理的圧迫感を与える可能性や日中のみならず夜間における景観についても十分考慮したうえで、その結果を適切に事業計画に反映すること。

また、事業に伴い水源を涵養している立木の伐採や工事関係車両の走行により交通量が増すことが予想されるが、走行ルートの近くには住民生活に欠くことのできない飲料水の水源があり、水源地の荒廃が懸念される。地下水の状況等を調査・予測・確認し、水源へ悪影響を及ぼす可能性がある場合は、事業計画を見直すこと。

③工事の安全性への懸念

工事工程において、実質5か月程度で風車設置のための取付け道路の完成を計画している。方法書に記載のとおり対象事業実施区域の地形は、主に山地の中間斜面及び急斜面等であり、災害等の防止工事等を先行もしくは並行して実施する必要が想定されるうえ、降雨日数の多い当地域の気候条件を考慮すると、この工期での完工を目指すことは重大な事故や災害の発生につながることが懸念される。このため、工事規模や内容等を精査し、すべての安全確保と災害防止対策が十分にできない場合は、事業計画を見直すこと。

④住民等の生活安全への懸念

風力発電施設の建設に伴い、資材等の搬入ルートには工事関係車両の走行により交通量が増すことが予想される。方法書に示されている走行ルートには、町内の主要観光地である湯村温泉周辺も含まれており、工事関係車両による騒音や振動、事故等が大いに懸念されるとともに、温泉観光地としてのイメージ等にも大きく影響することが懸念される。また、対象事業実施区域内の県・町道では、道路幅も非常に狭く離合困難な場所も存在する状況下において、大型車両の通行により一般車両との交通事故等が懸念される。特に熊谷や久斗山方面においては、通園・通学時にはスクールバスも走行するため、走行台数や走行時間等、地元や関係機関と十分調整することが必要である。これらの地域住民の安全や

安心の確保を十分に行なうことが困難な場合は、事業計画を見直すこと。

⑤動物による農作物被害及び人身事故への懸念

風力発電事業に伴い、山地の尾根等に取付け道路等が設置されることにより、土地が改変され、周辺に生息する動物の生育環境が消失あるいは分断されるおそれがある。近年、対象事業実施区域内及び周辺では、鹿やイノシシ等野生動物による農作物の被害が多数報告されている。建設工事により動物の生育環境が改変され、これまで以上に里地へ降りてくる動物の数が増えることが懸念され、農作物への被害が拡大するおそれがある。また、ツキノワグマが里地で目撲されることが多くなり、住民が遭遇して人身被害事故も発生している。このように開発により生息地を追われた動物が里地へ降りて来ると、農作物への被害の拡大のみならず、人命への危険がおよぶことが非常に懸念されるため、野生動物の移動経路等も十分調査及び予測し、被害防止が困難な場合は、事業計画を見直すこと。

(3) 地元説明の徹底

①積極的な情報提供

環境影響評価配慮書及び方法書の縦覧、方法書に係る住民説明会が開催されたが、事業に対する住民理解が深まっていない。その要因の一つとして、200ページを超える配慮書や方法書の縦覧期間の制約や印刷の制限があると思われる。環境影響評価法等に基づくすべての図書の公表にあたっては、縦覧期間終了後も、インターネット上の公表を継続することや、制限なく印刷を可能とすること等により、事業者として積極的に情報提供に努めることが必要である。住民の理解を得ずに事業を進めないこと。

②将来への不安

環境影響評価方法書に係る住民説明会において、説明のあった事業規模は約230億円という大規模で期間の長い事業である。それにも関わらず、将来的に風力発電事業が終了した時点で、不要となった風力発電機等を適正かつ速やかに解体撤去することや、故障時の対応などの担保が示されていない。この点において、住民は大変な不安を抱いているため、十分な説明を行い住民が理解を深めることが必要である。住民の理解を得ずに事業を進めないこと。